

。放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
（放送債券） 第四十二条（略） 2～7（略） 8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、<u>商法、非訟事件手続法及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</u>の社債に関する規定を準用する。	（放送債券） 第四十二条（略） 2～7（略） 8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、<u>商法及び非訟事件手続法</u>の社債に関する規定を準用する。